

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
1	国	給付	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円 支給期間：3か月間 申請期間：令和3年7月1日～令和3年8月31日まで	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たすもの。 ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯又は令和3年8月までに借り終わる世帯（再貸付期間中に辞退した結果として、令和3年8月までに終了となった場合を除く） ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯 ※収入と資産の要件あり	地域福祉課 022-358-3294
2	市	その他	生活困窮者支援地域振興商品券	1世帯当たり5,000円分の商品券を地域福祉課窓口にて交付します。 交付期間：令和3年7月20日～令和3年9月30日まで	令和2年3月25日から令和3年6月30日まで生活福祉資金（緊急小口資金等）特定貸付を利用した世帯。	地域福祉課 022-358-3294
3	国	減免	国民年金保険料の免除又は納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失することに伴う所得の急減により、国民年金保険料の納付が難しくなった方については、申請により国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置が受けられます。	（1）及び（2）の要件のいずれも満たす方 （1）新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 （2）収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること	健康推進課 022-358-0512
4	国	その他	オンラインによる母子保健指導及び相談事業	新型コロナウイルス感染流行下において、不安を抱いている妊産婦に対し、訪問の代わりにオンラインを通して個別相談・保健指導を実施するもの。 また、感染拡大防止のため、母子保健事業の延長・中止などになった際に、妊産婦等の不安解消を図るため、オンラインによる事業の実施をするもの。	富谷市在住の妊産婦の方	とみや子育て支援センター 022-343-5528

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
5	国	給付	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。	(1)令和3年4月分の児童扶養手当の支給対象者 (2)公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方 (3)ひとり親の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（扶養義務者を含む）	子育て支援課 022-358-0517
6	市	減免	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方（世帯）は申請すると国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が減免になります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの要件を満たす方 1.新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方（世帯） 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件をすべて満たす方（世帯）	税務課（保険税担当） 022-358-3164
7	市	給付	住居確保給付金	経済的に困窮し、住居を失っているまたは失う恐れがある場合に給付金（家賃）を支給。給付額は収入や世帯人数により異なる。	離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあって、常用就職の意欲がある人。	富谷市自立相談支援センター 022-358-3391
8	市	その他	とみやブルーベリーふるさと便	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、不安な日々を過ごす、県外の大学等に在籍している学生等に「ふるさと富谷」を感じていただけるよう特産品のブルーベリーの商品（ブルーベリーパスタ（8食））をお送りし、応援します。	日本国内で県外の大学等に在籍している学生等で以下の全ての条件を満たす方 ① 県外の大学・短期大学・専修学校・高専生・大学院・予備校・高校・中学校に在学している方 ② 保護者の住民登録が富谷市内であること	農林振興課 022-358-0523

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
9	市	その他	富谷市民バス新型コロナウイルス対策	市民の生活交通である市民バス運行において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、バス車内の良好な衛生環境確保のための除菌イオン発生装置を設置するもの。	対象車両（富谷市民バス） 小型マイクロバス4台(予備車1台) 中型バス3台	企画政策課交通政策推進室 022-358-3248
10	市	給付	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険に加入する被用者（給与所得者）が新型コロナウイルスに感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ労務に服することができなくなった場合、その間得ることができるはずであった給与の一部を補てんするもの。	次の①～④のすべてに該当する方 ①国民健康保険に加入している。 ②被用者（給与所得者）である。 ③新型コロナウイルスに感染したため、又は発熱等の症状があり感染が疑われたため労務に服することができず、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に4日間以上仕事を休んだ。 ④仕事を休んだ間、給料の全部が支払われなかった。又は支給された額の1日分が直近3ヶ月間の日額平均の2／3よりも少なかった。	健康推進課 022-358-0512
11	その他	貸付	生活福祉資金貸付制度・緊急小口資金貸付（新型コロナウイルス感染症特例）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を行うもの。貸付上限額：20万円以内	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	富谷市社会福祉協議会 022-358-3981
12	その他	貸付	生活福祉資金貸付制度・総合支援資金貸付（新型コロナウイルス感染症特例）	生活再健までの必要な生活費用の貸付を行うもの。貸付上限額：(二人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内、貸付期間：原則3ヶ月以内	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯	富谷市社会福祉協議会 022-358-3981

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
13	その他	給付	後期高齢者医療保険傷病手当金	後期高齢者医療保険に加入する被用者（給与所得者）が新型コロナウイルスに感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ労務に服することができなくなった場合、その間得ることができるはずであった給与の一部を補てんするもの。	次の①～④のすべてに該当する方 ①後期高齢者医療保険に加入している。 ②被用者（給与所得者）である。 ③新型コロナウイルスに感染したため、又は発熱等の症状があり感染が疑われたため労務に服することができず、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に4日間以上仕事を休んだ。 ④仕事を休んだ間、給料の全部が支払われなかった。又は支給された額の1日分が直近3ヶ月間の日額平均の2／3よりも少なかった。	健康推進課 022-358-0512
14	市	給付	新生児特別定額給付金給付事業 (拡充) ※終了	新生児1人につき10万円を給付する本事業の対象者を令和3年3月31日生まれまで延長し、母親の基準の緩和を行います。 給付対象になるお子さんの保護者あてに順次申請書等を通知いたします。 申請受付期間：令和2年7月1日～令和3年4月30日まで	①かつ②に該当する方 ① 令和2年4月28日から令和3年3月31日に生まれ、かつ富谷市の住民基本台帳に記録されたお子さん ② 母親が①対象のお子さんを出産した時、富谷市の住民基本台帳に記録されており、かつ申請受付した日まで引き続き住民基本台帳に記録されていること	とみや子育て支援センター 022-343-5528
15	国	給付	特別定額給付金 ※終了	給付対象者1人につき10万円 【申請期間】令和2年5月7日～令和2年8月6日	令和2年4月27日（基準日）に住民基本台帳に記録されている方	市民課 022-358-0511
16	国	給付	子育て世帯への臨時特別給付金 ※終了	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給するもの。 給付額：対象児童1人につき1万円	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者 ※R2.3.31時点で住所を置いていた市区町村からの給付になります	富谷市特別給付金対策チーム臨時専用電話 080-8603-4395 子育て支援課 022-358-0516

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
17	国	給付	令和2年度ひとり親世帯 臨時特別給付金 ※終了	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担い、心身ともに大きな困難が生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別の給付金を支給する。	1. 基本給付 (1)令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 (2)公的年金等を受給していることで、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方 (3)ひとり親の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（扶養義務者を含む） 2. 追加給付 基本給付(1)および(2)に当てはまるひとり親の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し収入が減少した方	子育て支援課 022-358-0516
18	国	その他	自動水栓設置事業 ※終了	児童における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内児童クラブにおいてトイレ手洗い場に自動水栓を設置するもの。	富谷市内各児童クラブ	子育て支援課 022-358-0516
19	市	給付	富谷市ひとり親家庭等緊急支援事業 ※終了	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたひとり親家庭に対して、緊急支援金を給付するもの。 給付額：対象児童1人目に2万円（2人目以降1万円加算）	児童手当及び母子・父子家庭医療費助成の受給者（生活保護世帯でひとり親世帯も該当）で、R2.3.31時点で富谷市に住所を有し、R2.5.1時点で引き続きお住まいの方。	子育て支援課 022-358-0516

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
20	国	給付	令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給） ※終了	ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、給付金の基本給付（2次補正分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施します。	以下のいずれかに該当し、基本給付（2次補正分）の支給を受けた方（申請不要） (1)令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 (2)公的年金等を受給していることで、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。） (3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 ※令和2年12月11日時点では基本給付（2次補正分）の申請を行っていない方についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給となります。	子育て支援課 022-358-0516
21	国	その他	自動水栓事業 ※終了	児童生徒における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公立小中学校においてトイレ手洗い場に自動水栓を設置するもの。	富谷市立小中学校	教育総務課 022-358-3196
22	市	納付猶予	市税の徴収猶予の特例 ※終了	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付し、又は納入することが困難である方は1年間、市税の猶予を受けることができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納付を行うことが困難な方	税務課（収納対策室） 022-358-0519

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
23	市	贈呈	敬老祝い商品券事業 ※終了	高齢者に対する長寿のお祝いと地域経済の活性化を図るため、市内取扱店(割増商品券事業と同店舗)で利用できる商品券3,000円分を贈呈。	今年度75歳以上となる方で、8月1日時点で市内に住所を有する方 ※8月31日までに転出・死亡届が出された方を除く。	保健福祉総合支援センター 022-348-1138
24	市	給付	新生児特別定額給付金給付事業 ※終了	新生児1人につき、10万円を給付します。 給付対象になるお子さんの保護者あてに順次申請書等を通知いたします。 申請受付期間：令和2年7月1日～令和2年10月31日まで	①かつ②に該当する方 ①母親が令和2年4月27日時点で富谷市に住民登録があり、かつ申請日まで引き続き住民基本台帳に記録を有している方 ②令和2年4月28日から同年9月30に生まれ、かつ富谷市の住民基本台帳に記録されたお子さん	とみや子育て支援センター 022-343-5528
25	市	助成	保育所等給食費助成事業 ※終了	対象児童1人につき6・7月分の給食費（主食費・副食費）を助成（支給）又は免除します。 ・3歳未満児童については1人4,500円/月を助成します。 支給時期は8月中の振り込みを予定しています。 ・3歳以上児童1人5,500円/月（副食費免除世帯は1人1,000円/月）の支払いを免除します。 ※多子軽減対象児童については、軽減後の給食費を助成します。	市立保育所・認可保育所入所（園）児童の保護者	子育て支援課 022-358-0516
26	市	給付	ひとり親家庭等緊急支援事業（拡充版） ※終了	第2弾で実施したひとり親家庭等緊急支援事業の対象範囲を新高校2・3年生までの年齢の富谷市母子父子家庭医療費助成の対象児童まで拡充し給付します。 給付額：対象児童1人目に2万円（2人目以降1万円加算）	ひとり親家庭等で下記の要件すべてを満たす方 ①富谷市母子・父子家庭医療費助成対象者、生活保護受給者 ②令和2年3月31日時点で富谷市内に住所を有する方で、令和2年7月1日時点で引き続き市内にお住まいの方	子育て支援課 022-358-0516

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
27	市	減免	学校給食費納付免除 ※終了	新型コロナウイルス感染症の影響による家計への負担軽減及び経済的支援の一環として、児童生徒の保護者が負担する学校給食費に関して、子ども達への教育機会の均等と栄養・健康確保を図ることを目的に、6月分と7月分の給食費の納付免除(無償)とします。 ・6,7月分の小中学生の給食費の納付免除(無償) ・小学生 275円/食 ※33回予定 ・中学生 325円/食 ※34回予定	市立小・中学校の児童・生徒の保護者 ・小学生 対象児童数 4,121人 ・中学生 対象生徒数 2,201人	学校給食センター 022-358-0008
28	市	その他	水道基本料金・下水道基本使用料減免 ※終了	令和2年7月請求分と令和2年8月請求分のすべての水道基本料金・下水道基本使用料を減免。(申請の必要なし)	水道基本料金・下水道基本使用料が請求されている方	上下水道課 022-358-0529
29	市	給付	インフルエンザ予防接種費用助成事業 ※終了	新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、同様の症状のある季節性インフルエンザの流行を抑え、市民及び医療機関内での感染予防を目的として、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するもの。 ・助成額 1人あたり1,500円/回 ・助成回数 生後6か月～13歳未満：2回分 13歳～64歳：1回分 ・接種期間 令和2年10月1日～令和3年1月末日	富谷市民のうち、接種日に65歳未満の方 ※既存の高齢者インフルエンザ予防接種の対象者に含まれない方	健康推進課 022-358-0512
30	市	その他	とみや牛たんカレーふるさと便 ※終了	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、帰省を自粛し不安な日々を過ごす、県外に住んでいる学生等に「ふるさと富谷」を感じていただけるよう「牛タンカレー」、「富谷市産米」、「富谷の水」をセットにしてお送りし、生活を応援します。 ※11月末終了(244人利用)	日本国内で県外に住む学生で以下の全ての条件を満たす方 ① 富谷市に住民登録をしている方又はしていた方で、県外の大学・短期大学・専修学校・高専生・大学院・予備校・高校・中学校に在学している方 ② 保護者の住民登録が富谷市内であること ※ただし、とみやブルーベリーふるさと便に申請した方は申請不要	企画政策課 022-358-0517

市民の皆さま向け支援策一覧

令和3年7月6日現在

No.	区分		事業名	内容	対象者	問合せ先
	市	給付等				
31	その他	貸付	緊急学業支援金貸付事業 ※終了	新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、他の貸付制度等によっても生計を維持できないことによって学費を支払えない学生に対して当面の学業資金を貸し付けます。 緊急学業資金貸付 ・令和2年度 前期学納金 30万円限度	次の要件を満たす方 ・学生自身、もしくはその父母が市内在住（R2.4.27現在住民登録がされている） ・県内外の4年制大学、短期大学、大学院、専門学校に在籍している ・大学等による学費の免除を受けられず、他の奨学金の貸付も直ちに受けられない ・令和2年前期学納金の納付が困難	富谷市社会福祉協議会 022-358-3981 (長寿福祉課 022-358-0513)
32	市	その他	「市民活動応援セット」配布事業 ※終了	市民活動時の感染拡大防止のため、非接触型体温計や消毒液、マスクを組み合わせた「市民活動応援セット」を配布し、感染予防対策の推進を図るとともに、市民の皆さんの公益的な活動の継続を支援します。	以下のいずれにも該当する市民活動団体等 ①富谷市から継続的に団体運営のための補助金の交付を受けていないこと ②5人以上の構成員によって構成される団体であること ③富谷市内に活動場所または活動拠点があること ④定款、規約、会則等(活動の実態が確認できるもの)を有し、継続的に公益的な活動(※)が行われていること ⑤政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者(候補者も含む)もしくは政党を推薦、支持、反対する活動または暴力団もしくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体ではないこと ⑥団体内の親睦、レクリエーション、スキルアップのみを目的とする団体ではないこと ※公益的な活動とは…非営利の市民による組織が、自発的に行う社会・地域の課題解決に貢献する活動で、広く市民のために行う活動とする	市民協働課 022-358-3250